

運輸労連神奈川県連 第87回労使懇談会・懇親会

2024年 3月20日 (水)

10:00~

場所:ワークピア横浜



『第87回労使懇談会』を4年ぶりにワークピア横浜にて開催されました。司会、運輸労連神奈川県連、高橋書記長より、4年ぶりの開催にあたり1978年3月7日、第1回労使懇談会からの今日までの労使懇談会の歴史について触れ労使談会が開始されました。労働者側代表挨拶として運輸労連神奈川県連、亀崎委員長より主催者を代表として挨拶を

されまして2024春季生活闘争について、運輸産業の大手組合の妥結状況について述べました。



企業側代表挨拶として、(一社)神奈川県トラック協会高橋副会長(川崎運送株式会社代表取締役社長)よりあいさつされまして、高橋副会長は、能登半島地震についてふれ、神奈川県トラック協会も緊急物資輸送を行い、トラック協会の支援体制を述べました。ドライバー不足(トラック・バス・タクシー)、2024年問題にもふれていました。

講演では、「最近の物流行政と巡回指導等について」(一社)神奈川県トラック協会 寺崎常務理事より2024年問題に向けた取組みについて、令和6年4月より年960時間(休日労働含まず)の上限規制が適用される。併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間をさだ貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律により令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改正法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント 荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国な物流を支えるための環境整備に向けて、(1)商慣行の見直し、(2)物流の効率化、(3)荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。



「トラックGメン」等の取り組みについてトラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化。トラックドライバーは、労働時間が長く、低賃金にあることから担い手不足が、喫緊の課題。2024年4月からドライバーに時間外労働の上限規制(960時間)が適用されるが、これによる物流への影響が懸念(2024年問題)。貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。このため、新たに「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものにし貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告」制度の強化をしていく。としています。

巡回指導について、(一社)神奈川県トラック協会 和泉適正化事業部長より巡回指導指摘事項(38項目) 運行管理等:○運行管理者選任届出○過労防止○点呼○乗務員指導○特定運転者指導○特定運転者適正診断 車両管理等:○整備管理者選任届出○定期点検
労基法等:○健康診断「○」に「否」がある場合は、評価分類を1段階引き下げます。



巡回指導指摘ワースト10

- 第1位 特定運転者への特別指導 (初任運転者の事故歴把握なしが1位)
- 第2位 運行指示書の作成 (指示書作成全くなしが1位)
- 第3位 健康診断の実施 (定期健診一部未受診が1位)
- 第4位 特定運転者への適正診断 (適正診断全員未受診が1位)
- 第5位 定期点検の実施・記録保存 (点検記録簿一部保存なしが1位)
- 第6位 乗務員への指導監督 (教育実施全くなしが1位)
- 第7位 整備管理者研修の受講 (研修未受講が1位)
- 第8位 点呼の実施・記録保存 (電話点呼ありが1位)
- 第9位 運行管理者講習の受講 (一般講習未受講が1位)
- 第10位 運輸安全マネジメントの実施(運輸の安全に関する方針・計画が未設定)
安全性評価事業(Gマーク)

Gマーク制度の更なる普及促進の取り組み、安全性優良事業所認定制度(以下「Gマーク制度」という。)の認定数は、和5年12月現在、全国で29,044事業所が認定(全事業所の33.6%に相当)。車両数ベースでは、令和5年の認定事業所の車両台数は761,012台となっており、全車両数に対して約5割のトラックがGマークを表示して運行中。国土交通省と全日本トラック協会が連携し、Gマーク制度の更なる普及を促進するための様々な取り組みを実施。の報告がありました。

川崎運送労働組合 書記次長 大内祐介

